

令和 3 年 9 月 3 0 日

来庁者の皆さまへ

宇都宮地方裁判所事務局会計課

本館エレベーター改修工事の実施について（お知らせ）

下記の期間中、エレベーター改修工事のため、本館（地裁・簡裁，検察審査会棟）エレベーターの利用ができません。

同エレベーター利用停止期間中、本館 2 階～4 階または法廷棟 2 階・3 階においていただく際は、階段または新館（家裁棟）エレベーターをご利用ください（2 階であれば、別館（刑事棟）エレベーターもご利用いただけます。）。各棟とも 2 階・3 階の渡り廊下により接続されています。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

期 間      令和 3 年 1 0 月 4 日（月）から 1 1 月 1 9 日（金）まで